

ご寄附のお願い

当財団では奨学育英事業の運営にあたって、皆様方からいただいたご寄附をもとに活動を続けております。

今後も一人でも多くの交通遺児等の方を支援していくため、是非とも皆様方の暖かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当財団は、2013年に公益認定を受け、特定公益増進法人となっておりますので、ご寄附をいただきました場合は税法上の各種優遇措置を受けることが可能です。

【個人の方】

所得税の所得控除

住民税の控除（自治体が条例で制定している地域にお住まいの方のみ）

相続税の控除（相続または遺贈財産をご寄附いただいた場合）

【法人の方】 寄附金の損金算入が利用できます。

お申込み

当財団の事務局にお電話でお申し込みください。

(03) 5801-1198



公益財団法人 日本通運育英会

理事長 堀 切 智

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町2番地

日本通運株式会社 人財戦略部内

TEL (03) 5801-1198

FAX (03) 5801-1989

nittsu-ikueikai@nipponexpress.com

www.nittsu-ikueikai.or.jp

access

JR 秋葉原駅昭和通り改札口から徒歩10分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅出口1より徒歩8分



公益財団法人

日本通運育英会

NIPPON TSUUN IKUEIKAI,
PUBLIC INTEREST INC.FOUNDATION

Since 1961

日本通運育英会は1961年に、経済的理由により修学が困難な方に学資の貸与を行い、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的として設立され、2013年に公益財団法人に移行しました。

2021年度からは新たな給付型奨学資金制度を開始し、より一層の社会貢献を続けております。

日本通運育英会奨学資金

保護者等が、交通事故が原因で死亡されたか、もしくは重度の後遺障害が残ったために就労不能となり、経済的理由で修学が困難な方に対して、奨学資金の給付を行っています。

1. 奨学金の種類 給付型奨学金
2. 応募資格（詳細は募集要項をご確認ください。）
 - ①保護者等が交通事故で死亡した家庭の学生
 - ②保護者等が、交通事故が原因で重度の後遺障害が残り、就労不能となった家庭の学生
 - ③上記①または②が原因で家計収入が一定基準以下であること
 - ④申し込み年度の4月1日現在20歳以下であり、成績が一定水準以上であること
3. 奨学資金の金額と給付期間
月額3万円の奨学資金を大学在学中、最長4年間給付します。（年間36万円）
4. 選考及び採用
選考は応募された書類により行います。採用人数は20名です。
5. 奨学生の義務
年1回、3月末に「学習内容報告書」及び「学業成績証明書」を提出する。



当財団のホームページより詳しい応募方法をご確認ください。

<https://www.nittsu-ikueikai.or.jp>